

平成21年8月27日
事務連絡

動物検疫所企画連絡室長 殿

消費・安全局動物衛生課
国際衛生対策室長

高病原性鳥インフルエンザ発生に係る家きん製品等の輸出手続について

本年3月25日付けの事務連絡でお知らせしたとおり、愛知県において弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザが発生したことから、フィリピン政府は我が国からの下記のもの（以下、「家きん等」とする。）について輸入を停止したところである。

7月21日、国際獣疫事務局（OIE）の規定に基づき、我が国が高病原性インフルエンザの清浄国になったことから、同政府に対し輸入停止措置の解除を要請したところ、同政府により輸入停止措置が解除されたことが確認された。

については、同国向けに輸出される家きん等について、輸出検疫証明書の発行停止を解除することとするので、関係者に周知の上、的確な対応をお願いする。

記

家きん（初生ひなを含む）、野鳥及びそれらの製品、加工品並びに卵、精液